第 七十八号議案

火災予防条例 の 一 部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提 出 者 東京都 知事

小

池

百

合

子

火災予防条例 の 一 部を改正する条例

火災予防条例 (昭和三十七年東京都条例第六十五号) の 一 部を次のように改正する。

第十六条第一 項中 「日本工業規格」 を「日本産業規格」 に、 「工業標準化法」 を「産業標準化法」 に、 「第十七条第一

項

を「第二十条第 項 に改める。

別表第三備考三及び別表第五備考三中 日 本工業規格及び」 を 日本産業規格又は」に改める。

附 則

この条例は、 平成三十一年七月一日から施行する。

(提案理· 由

不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)の施行による工業標準化法 (昭和二十四年法律第百

八十五号)の改正に伴い、 規定を整備する必要がある。

第七 八号議案 火災予防条例 0 部 を改正する条例